

名古屋市地域防災計画の 修正案について (主な事項・概要)

- 1 避難生活における良好な生活環境の確保
- 2 災害協定の締結
- 3 避難情報発令基準・非常配備体制の修正
- 4 指定地方行政機関の追加

1 避難生活における良好な生活環境の確保

①災害対応車両登録制度の活用

国の「災害対応車両登録制度」とは

発災時に被災自治体を支援する意思を有する者（法人を含む）の所有する災害対応車両を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度。

（参考）災害対応車両

発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、④食事、⑤洗濯、⑥入浴の用途に供されるもの。



キャンピングカー



トイレトレーラー



キッチンカー



ランドリーカー



シャワートレーラー

➡ り災者のニーズを早急に把握し、必要に応じて災害対応車両登録制度を
活用することを追記。

1 避難生活における良好な生活環境の確保

②液体ミルクの備蓄

令和6年能登半島地震において、ライフラインの途絶により粉ミルクの調乳が困難な状況となった教訓を踏まえ、防災基本計画における避難生活に必要な備蓄品目に乳児用粉ミルク及び液体ミルクが明記された。（令和7年7月1日）



本市においても、災害時乳児用備蓄食糧として粉ミルクに加えて「液体ミルク」を新たに備蓄することを追記。

③公衆浴場における入浴支援

指定避難所における避難者や、入浴設備が被災した在宅避難者等の入浴機会を確保するため、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合と締結（令和6年12月）した「災害時における入浴機会の提供に関する協定」に基づく、公衆浴場における無料入浴サービス利用にかかる入浴支援の協力要請等についての運用方法を追記。

2 災害協定の締結

①災害時ペットの避難支援に関する協定（令和7年7月締結）

<協定内容>

- ・ 名古屋市からの応援要請に基づき、被災動物（犬及び猫）を飼主から一時的に預かるなど、保護及び管理を行う。

<協定先> 公益社団法人 名古屋市獣医師会※
特定非営利活動法人 日本動物介護センター

※平成22年度に災害時の負傷動物の保護等、令和3年度に避難所における被災動物の健康相談及び飼育相談について協定締結



2 災害協定の締結

②災害時における要配慮者の搬送に関する協定（令和8年2月締結）

＜協定内容＞

- ・ 災害時における要配慮者等の介護タクシーによる搬送
- ・ 名古屋市からの依頼に基づき、自宅から福祉避難所等への要配慮者の搬送を支援



＜協定先＞愛知県災害救援搬送チーム※

※複数の介護タクシー事業者により組織されたチーム

3 避難情報発令基準・非常配備体制の修正

①防災気象情報の改善（気象庁）

＜主な見直し内容＞

- ・ 防災気象情報を **5段階の警戒レベル**にあわせて発表
- ・ 対象災害ごとの情報として整理し、**レベル4相当情報として危険警報を新設**
- ・ **情報名称そのものにレベルの数字**を付けて発表



	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
……＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞……				
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

避難情報・非常配備の修正

上記を踏まえ、避難情報発令基準及び非常配備体制を修正。

区分	主な修正内容
避難情報	・ 新たな防災気象情報に対応した発令基準に変更 (例) 大雨特別警報（土砂災害）→レベル5土砂災害特別警報
非常配備	・ 新たな防災気象情報に対応した配備基準に変更 (例) レベル4大雨危険警報に関する配備種別を新設

3 避難情報発令基準・非常配備体制の修正

②中小河川の浸水想定区域の指定

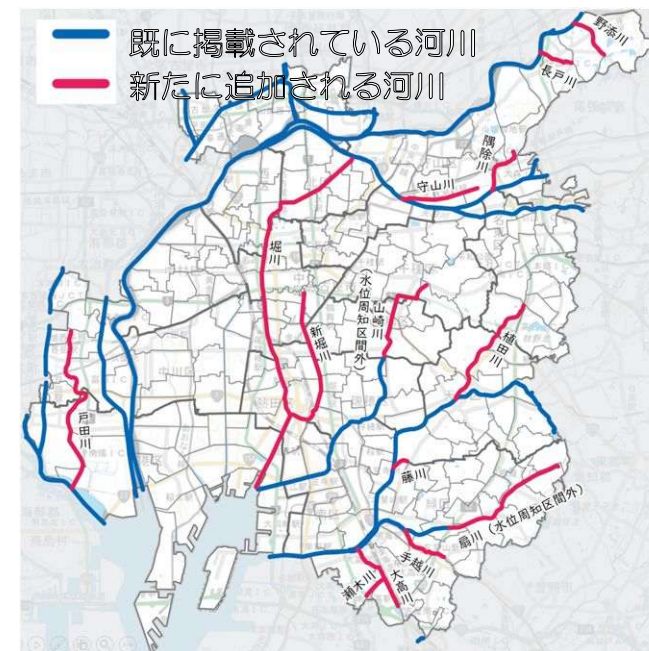
＜主な見直し内容＞

- ・ 令和3年の水防法改正により、これまで指定対象ではなかった流域面積の小さい中小河川が新たに浸水想定区域の指定対象に追加された
- ・ 本市においても、令和8年4月より洪水ハザードマップとして公表（6月頃全戸配付予定）



避難情報・非常配備の修正

上記を踏まえ、避難情報発令基準及び非常配備体制を修正。



区分	主な修正内容
避難情報	・ 中小河川による浸水想定区域を避難情報の基準に追加
非常配備	・ 中小河川による浸水想定区域を該当区の配備基準に追加

4 指定地方行政機関の追加

新たな指定地方行政機関の指定

災害時に被災者への生活支援情報の提供や行政相談窓口を開設等を行うため、総務省行政評価局の地方組織である「中部管区行政評価局」が令和7年6月に指定地方行政機関に指定されたことから、本市域を管轄する指定地方行政機関として追記。

地域防災計画で定める本市域を管轄する指定地方行政機関

- 東海財務局
- 中部経済産業局
- 中部運輸局
- 名古屋海上保安部
- 中部地方整備局
- 中部管区行政評価局（追加）
- 東海農政局
- 中部近畿産業保安監督部
- 名古屋地方気象台
- 東海総合通信局
- 愛知労働局



（参考）指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。